

期限内の消防の広域化の推進について

消防·救急課

1 はじめに

消防庁では、平成18年から消防組織法第4章「市町村の消防の広域化」及び市町村の消防の広域化に関する基本指針(平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。)に基づき、各市町村の自主的な広域化を推進していますが、広域化の実現は、平成27年4月1日現在、39地域にとどまっているところです。消防の広域化の推進期限である平成30年4月1日までの実現に向け、平成27年4月27日付け都道府県知事宛消防庁次長通知により、積極的な都道府県の取組を要請したところであり、概要は次のとおりです。

2 消防広域化重点地域の指定

消防庁としては、平成25年4月1日の基本指針の改正により、広域化の必要性がより高い地域の広域化を実現するために消防広域化重点地域(以下「重点地域」という。)の枠組みを設け、集中的に支援を行っているところです。※消防庁の財政支援策参照(平成27年4月1日現在で、12道府県、30地域を重点地域に指定)

これまでの消防の広域化の事例でも、広域化の検討から実現までに一定の期間を要していることを踏まえ、平成30年4月1日に向け、都道府県内の市町村の消防の現状及び将来の見通しをあらためて再検証していただくことが重要です。その上で、広域化の必要性がより高いと認める地域について重点地域の指定を速やかに行うことが必要となります。

特に、

- ①職員数が50人以下の小規模消防本部で、今後十分 な消防防災体制が確保できないおそれがあると考え られる消防本部
- ②非常備町村
- ③広域化を希望しているが広域化の組合せが決まって いない消防本部を含む地域

については、あらためて関係市町村の意見を聴取するとと もに、今後の消防体制の確保の方策を確認したうえで、重 点地域の指定の必要性を判断することが必要となります。

3 更なる積極的な支援策の検討・実施

都道府県には、関係市町村間の連絡調整、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等につい

て、より積極的にその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められています。

これまでに広域化を実現した消防本部の所在する都道 府県では、次のような支援策を行っていることから、都 道府県におかれては、広域化の推進のためにより積極的 な支援策の検討が必要です。

- ①広域化の協議に際し、市町村の協議会の事務局に都 道府県の職員を派遣するなどの人的支援
- ②指令センター、消防無線などの施設整備、車両整備 の経費に対する助成など

なお、広域化対象市町村に対する市町村の消防の広域 化のための補助金、交付金等に要する経費については、 都道府県に対して特別交付税措置を行っています。

4 消防広域化推進アドバイザー制度等の活用

消防広域化推進アドバイザー制度は、広域化の効果や 課題の理解から広域化を協議している市町村が抱える個 別の課題に対する具体的な対処方法まで様々な事項に対 応可能であるので、地方公共団体や協議会等において、 当該制度を積極的に活用してください。

また、消防庁ホームページでは、広域化のメリット、 課題及びその解決事例、事務手続に関する情報等を掲載 したマニュアル及び先進事例を掲載していることから活 用してください。

---- ※ 消防庁の財政支援策

- 1 消防広域化準備経費【特別交付税】
- 2 消防広域化臨時経費【特別交付税】
- 3 広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所の増改築に係る費用【緊急 防災・減災事業債】

4 消防指令センター(指令装置等)の整 備費用【緊急防災・減災事業債】

- 5 消防車両等の整備費用【緊急防災・減 災事業債】
- 6 広域化指導経費【普通交付税】
- 7 広域化市町村に対する支援に要する経 費【特別交付税】

市町村分

都道府県分

問合わせ先

消防庁 消防・救急課 TEL: 03-5253-7522